

## 保育を必要とする事由を証明する書類について

無償化の対象となるためには、以下の「保育を必要とする事由」に該当し、これを「証明する書類」を添付して申請をする必要があります。

保育を必要とする事由		認定期間	証明する書類
就労	月 12 日以上、かつ、1 日 4 時間以上の就労が常態である場合（育児休業中を含む※1）	就労している期間（育児休業中の場合は、育児休業対象児童が 2 歳になる月の末日の前日まで）	就労証明書®
妊娠・出産	出産のため保育が困難である場合	出産する（予定）日の 2 か月前の月の初日から、出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳の出産予定日の記載のあるページの写し（練馬区の場合 P4）
保護者の疾病・負傷・障害	入院、精神性の疾病、その他の通院や自宅安静が必要で保育が困難である場合、障害者手帳等の交付を受けている場合	それぞれの事由による保育を必要とする期間	診断書（家庭で保育ができない旨や療養期間（見込み）が記載されたもの）、身体障害者手帳等の写し
親族の介護・看護	月 48 時間以上の介護・看護が常態である場合		介護状況申告書（練馬区保育課様式）および被介護者に関する書類（介護保険被保険者証の写し等）
災害復旧	災害（火災・風災等）の復旧にあっている場合		罹災証明書の写し
求職活動	月 12 日以上、かつ、1 日 4 時間以上の求職活動が常態である場合	3 か月	「子育てのための施設等利用給付認定申請書」裏面の「求職活動状況」欄を必ず記入してください。※2
就学	月 12 日以上、かつ、1 日 4 時間以上の就学が常態である場合 ※対象となるのは、学校教育法に定める学校、職業訓練学校等に通っている場合です。	卒業または修了予定日の属する月の末日まで	在学証明書（学生証）および時間割の写し

※1 育児休業を事由に認定対象になるのは、育児休業取得時に既にサービスを利用している児童について、継続利用が必要と認められる場合に限りです。

※2 必要に応じて、求職活動中であることが確認できる書類の提出を求める場合があります。

○ 保育を必要とする事由が変わることにより、認定の内容が変更になる場合があります。家庭状況の変更があった場合は、保育の必要性の認定の変更の申請をしてください。

○ **認定の有効期間が切れると、無償化の対象外となります。**